

◎文部省令第三十二号

第二章 編制

(一 学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、四十人以下を原則とする。

(学級の編制)

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。
昭和三十一年十二月十三日

文部大臣 清瀬 一郎

幼稚園設置基準

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 編制（第三条—第六条）

第三章 施設及び設備等（第七条—第十二条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(基準の向上)

(一般的基準)

3 専任でない園長を置く幼稚園にあっては、前二項の規定により置く教諭、助教諭又は講師のほか、教諭、助教諭又は講師一人を置くことを原則とする。

第六条 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備等

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備等は、指導上、保健衛生上及び管理上適

切なものでなければならない。

(園地、園舎及び運動場)

第八条 園舎は、平家建を原則とする。特別の事情があるため園舎を二階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。

ただし、園舎が耐火構造で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあっては、これらの施設を第二階に置くことができる。

第九条 園舎及び運動場は、同一の敷地内にあることを原則とする。

第十条 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第十二条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。

ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料用設備、手洗用設備、足洗用設備

保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 便所には、別表第一の定めるところにより、便器を備えなければならない。

4 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と區別して備えなければならない。

5 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十三条 幼稚園には、次の園具及び教具を備えなければならない。

一 机、腰掛、黒板

二 すべり台、ぶらんこ、砂遊び場

三 積木、玩具^{がん}、紙しばい用具、絵本その他の図書

四 ピアノ又はオルガン、簡易樂器、蓄音機及びレコード

五 保健衛生用具、飼育栽培用具、絵画製作用具

2 前項の園具及び教具は、学級数及び幼児数に応じ、必要な種類及び数を備えなければならない。

第十四条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一 放送聽取用設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 幼児清淨用設備

五 給食施設

六 図書室

七 会議室

(他の施設及び設備等の使用)

第十一條 幼稚園の施設及び設備（保育室、机及び腰掛を除く。）の一部は、特別の事情があるときは、教育上支障のない限り、他の学級等の施設又は設備等を使用することができる。

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第1111号）の定めるところによる。

第七十団條 費金

附則

- 1 この省令は、昭和三十一年一月一日から施行する。
- 2 この省令施行後五年間は、第五条第一項の規定により置かなければならぬ教諭のうち、専任の助教諭又は講師をもつて代えることができる範囲については、同条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例によることがである。
- 3 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第二及び第三に定めるところによる、ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、この省令施行後五年間は、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることがである。
- 4 1)の省令施行の際保育室、机又は腰掛について他の学級等の施設又は設備等を使用している幼稚園については、第十二条の規定にかかわらず、この省令施行後五年間はなお当該施設又は設備等を使用することができる。
学校教育法施行規則の一部を次のように改める。
第七十四条及び第七十五条を次のように改める。
- 5 第七十四条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、幼

別表第1 (便器数)

幼児数	79人以下	80人から239人まで	240人以上
大便器及び 小便器のそ れぞれの数	$\frac{\text{幼児数}}{20}$	$4 + \frac{\text{幼児数} - 80}{30}$	$10 + \frac{\text{幼児数} - 240}{40}$

(注) 小数点以下は、切り上げる

別表第2 (園舎の面積)

学級数	1学級	2学級以上
面積	平方メートル 180	320+100×(学級数-2) 平方メートル

別表第3 (運動場の面積)

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	$330+30\times\frac{\text{学級数}-1}{\text{学級数}}$ 平方メートル	$400+80\times\frac{\text{学級数}-1}{\text{学級数}}$ 平方メートル

幼稚園設置基準の公布

文部事務官 玉 越 三 朗

することはもちろん、たえずその向上を図るよう努力しなければならないことを義務づけたものである。

三、総則について

文部省では昨年四月新たに幼稚園教育要領を制定して教育内容の基準を示したが、同十二月十三日かねてから検討を続けてきた「幼稚園設置基準」を公布し、本年二月一日から実施することにした。以下その主な点を述べてみることとする。

一、設置基準の内容

省令は三章十二条と附則からなり、第一章は「総則」でこの省令の趣旨と設置者に対してその幼稚園の水準の維持向上を常に図る必要のあることを述べ、第二章は「編制」第三章は施設及び設備等について述べてある。さらに附則では施行期日と本条に対する経過措置を述べている。

二、総則について

1 制定の趣旨（第一条）

この設置基準に幼稚園の編制、施設および設備等について、学校教育法施行規則に定められている以外のものを定めたもので、それは必要最低限の基準である。

2 基準の向上（第二条）

この設置基準は幼稚園を設置するのに必要な編制、施設及び設備等について定めた設置の基準であるが、設置された後の維持運営の基準でもあるから、設置はこの基準に示す水準を設置後も常に維持

1 一学級の幼児数（第三条）

学校教育法施行規則第七十五条では幼児の組織は別に規定せず、たんに一人の教師が受持つ幼児の最大限を示していたが、この省令では学級という共同社会を構成して指導しなければならないこと、しかもその共同社会構成の最大限の人員が四十人であることを示したものである。（したがって附則で施行規則の関係条文を廃止している）なおここに「原則」と示したのは、場合によつては一、二名の増加は認めるという意味からである。

2 学級の編制（第四条）

前条で学級集団制をとり、その学級の大きさの基準を示したのここではその質についての基準を示したのである。それは、毎年三月三十一日現在において同じ年齢（五歳とか四歳とか三歳といふこと）でその間の月の違いは問わないでのある）の幼児で一学級を作るということである。しかし教育目標や経営方針等から違う年齢の幼児で一学級を作る必要も生じてくることが予想されるので「原則」としたのである。

3 教職員（第五条）

学級に対する教員は専任の教諭でなければならないこと、しかもそれは一学級に一人以上いなければならぬことも第一項で示して

いるのである。ただし、いついかなる時でもその總てが教諭でなければならぬといふことは多少無理があるので、特別の事情があるときはその学級数の三分の二まで、あとは専任の助教諭でも講師でもよいとしたのが第二項である。第三項は兼任園長を置く幼稚園の場合、教育上支障がないようにするための措置であるが、第一項で学級数以上に教員が確保されていふ場合もありうると考えられるので「原則」とするところなのである。

四、施設及び設備等について

1 一般的基準（第七条）

幼稚園の位置の選定の基準に幼児の通園の安全を確保できる場所と特に加えたのは、位置選定のときの条件として幼稚園では是非考えなければならないという意味で加えたのである。

2 園地、園舎及び運動場（第八条）

園舎を平家建を原則としたのは、幼児の安全を確保するためである。土地の面積や地形等でどうしても平家建にできず一階建以上としなければならないことも考えられるので平家建を原則とするとしたのである。ただしこの場合は無条件ではなく、鉄筋コンクリート造とか煉瓦造等の耐火構造でその上待避上じゆうぶんな施設が整えられてゐる場合に限つて幼児が常に使う保育室、遊戯室、便所は二階に置いてもよろしくどし、他はかかる場合（やむ）れひは一階に置かなければならぬようにしたのである。

3 施設及び設備等（第九条、第十条、第十一條）

○備えなければならない施設設備

従来と変りがなく、備えるものとしては保育室、遊戯室、職員室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備であつて、

保育室は学級の数以上なければならぬといふ、水呑用の呑口は手洗用や足洗用と必ず区別して専用の水呑用呑口を作らなければならぬといふ。

および特別の場合は保育室と遊戯室、職員室と保健室は兼用でよいかも知れない通りである。

ただ（）で前の次官通達と違つているのは便所に備える便器の数で、省令によると次のようになるのである。（幼児数が多くなるにつれて従来より少なくなつた）

幼児数	1	21	41	61	81	111	141	171	201	231	241	281		
	20	40	60	80	110	140	170	200	230	240	280	320		
便器の数	大便器		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	小便器		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

備えなければならない園具、教具（第十条）および備え（）しが望ましい施設、設備（第十一條）は次官通達となんら変りないので（）では説明を省略する。

4 他の施設及び設備等の使用（第十二条）

小学校、公民館、寺院、教会等の施設は、幼稚園教育上支障がないように設備すれば使用してよいのは従来と変りがないが、従来は

何の制限も設けていなかつたが、省令ではその一部に限つてのみ借りるといふができるようになり、しかもそれは特別の事情がある場合に限ることになつたのである。さらにその保育室、机、腰掛はどんな理由があつても固有のものでなければならぬといふ制限も加わつたのである。

四、附則について

- 施行期日 この省令が実際に効力を発する日を公布後一ヶ月半後の二月一日にしたのは、各都道府県で認可する場合の準備や新たに幼稚園を設置しようとする人に対しこれに対処できるようにするためである。
- 専任教諭を助教諭で代える制限についての特例

第五条第二項で専任教諭を助教諭や講師で代えられる数を三分の一までと制限したが、現在はまだ二つでも教諭がすぐえられるという状態でないので、新設既設ともに五年間つまり昭和三十七年一月三十一日までは猶予といひとである。

3 園地、園舎 運動場の面積の特例

第八条第三項で園地、園舎、運動場の面積は別に定める」としたがこれを定めないのは、いひで暫定的に定めたのである。なお、園地についてはいひでも定めていないから建築基準法の適用を受けただけである。また園舎、運動場についての面積の示し方が従来と変つてるので注意する必要がある。すなわち、従来は幼児一人についていくらとしていたのがこの省令では幼稚園の学級規模」として

総面積で示されている。これは教育環境を整える考え方を学級に置いたといふからきたものである。次に学級規模」との実面積を表にしてみよう。なお、この基準の適用は、既設の幼稚園にだけは五年後すなわち昭和二十七年一月三十一日まで猶予するといふ」とも併せて述べられている。

園舎の面積

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総面積 メートル	180	320	420	520	620	720	820	920	1,020	1,120	1,220	1,320
坪	(55)	(97)	(128)	(158)	(188)	(218)	(249)	(279)	(309)	(339)	(370)	(400)

運動場の面積

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総面積 メートル	330	360	400	480	560	640	720	800	880	960	1,040	1,120
坪	(100)	(109)	(121)	(146)	(170)	(194)	(218)	(242)	(267)	(291)	(315)	(333)

4 他の施設の使用についての特例

第十二条で保育室、机、腰掛はどんな理由があつても幼稚園固有のものを使わなければならないといつてあるが、それでは既設の幼稚園で既に使用しているものが困るので、いに移行のための猶予期間、五年間という特例を設けたのである。